第6章

計画の実現性を確保するために

| 6-1 | 計画の推進 | .92 |
|-----|---------|-----|
| 6-2 | 計画の進行管理 | 95 |

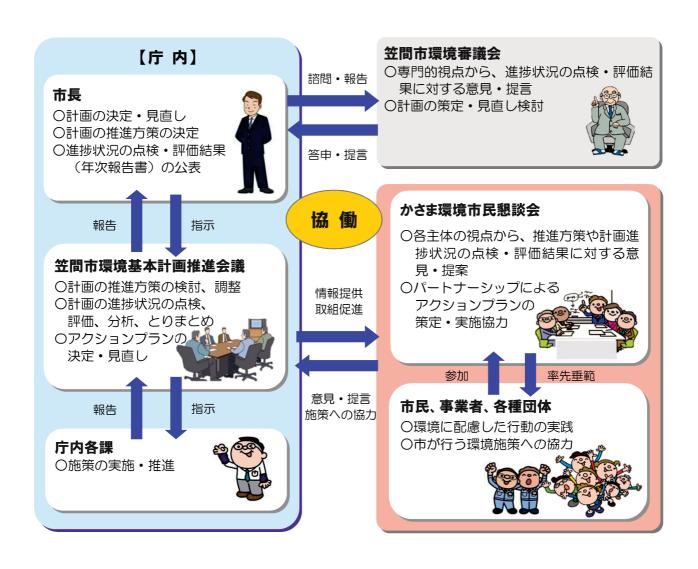
第6章では、本計画の実効性の確保及び市民・事業者・市の協働による推進に向けて、実施体制や計画の進行管理方法について定めています。

第6章 計画の実現性を確保するために

6-1 計画の推進

1) 推進体制

計画の実効性を高め、効果的に推進していくため、市民、事業者、民間団体、市のパートナーシップのもとで、それぞれが与えられた役割を自主的に果たすための仕組みづくりに努めます。



●笠間市環境審議会

笠間市環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について、専門的かつ広範な視点から調査審議する機関として設置され、市民、有識者、民間団体代表などによって構成されています。

公正な立場から本計画の進捗状況を審議するとともに、必要に応じて課題や実施方針等についての提言を行います。

●かさま環境市民懇談会

かさま環境市民懇談会は、市民・事業者・民間団体・行政の各主体の協働のもとで計画を推進するためのパートナーシップ組織です。お互いの役割を理解・尊重しつつ、各主体それぞれの視点から、市の施策や事業の実施状況及び計画全体の進捗状況などに対する意見の提案を行うとともに、市と協働してアクションプランの検討・実施協力を行います。

また、日常生活や事業活動において、率先して環境配慮行動を実践し、地域や事業所の手本となるように努めるとともに、市の環境施策に対して市民、事業者、民間団体の立場から協力します。

●笠間市環境基本計画推進会議

笠間市環境基本計画推進会議は、本計画に掲げた施策の効果的推進及び全庁的な合意形成を図るため、庁内各課の職員で構成される組織です。各課の横断的な連携のもと総合的・計画的な視点から、環境施策の推進に努めます。また、計画の進捗状況をとりまとめ、市長に報告します。

2) 各種計画との連携

本計画は、環境の保全及び創造に関する市の最も基本となる計画であり、本計画と市の他の行政計画との間では、環境の保全等に関して本計画との整合が図られている必要があります。

このため、市の他の行政計画のうち、環境の保全及び創造に関する部分については、本計画の 基本的な方向に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。

【参考】 笠間市環境基本条例 第10条 -環境基本計画との整合-

市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的計画的に行わなければならない。

3)環境基本計画年次報告書の作成・公表

本計画に掲げる施策の実施状況や環境の状況などをとりまとめた環境基本計画年次報告書を毎年度作成し公表するとともに、次年度の取組に活かします。

【参考】 笠間市環境基本条例 第11条 一年次報告一

市長は、市の環境の状況、環境の保全及び創造等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告書を作成し、公表しなければならない。

4) 周辺自治体との連携

地球環境問題のみならず、河川の水質浄化や廃棄物問題など、複雑化、多様化、広域化する今日の環境問題に対しては、広域的な視点に立ち、周辺自治体や茨城県、国との連携のもとに、効果的な施策を展開していきます。

【参考】 笠間市環境基本条例 第19条 一国及び他の地方公共団体との協力ー

市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

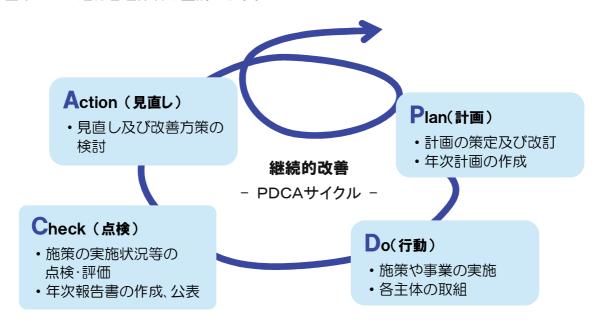
5) 財源の確保

目指す将来の環境像の実現に向け、施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくため、適切な財政的措置を図ります。特に重点事業(かさまエコプロジェクト)など、確実な実施が求められる取組については、市の財政状況を勘案し、国や茨城県、各種法人などによる補助制度の活用を検討するなどしながら、適切な財源の確保に努めます。

また、施策の推進にあたっては、費用対効果を勘案するとともに、市民や事業者・民間団体の協力を得るなどして、効率的・効果的に実施するように努めます。

6-2 計画の進行管理

計画に基づく施策の実行性を高め、実効的かつ継続的に計画を推進していくための進行管理方策として、Plan(計画)、Do(行動)、Check(点検)、Action(見直し)のPDCAサイクルを基本とした進行管理体制を整備します。



P lan (計画)/計画の策定及び改訂

市は本計画を策定し、広く市民へ公表するとともにその趣旨及び内容の周知に努めます。また、次年度以降は見直し及び改善方策等の検討結果を踏まえ、必要に応じて計画を改訂します。

D o (行動)/計画に基づく施策の実施・推進

市民・事業者との協働のもと、市は計画に基づく施策を着実に実施・推進します。

C heck (点検)/環境の現況及び施策の実施状況等の点検・評価

市の環境の現況や、本計画に基づいて市が講じた環境施策の実施状況などについて笠間市環境基本計画推進会議において点検・評価を行うとともに、その結果に対して笠間市環境審議会やかさま環境市民懇談会において意見等をもらいます。それらの内容をとりまとめ「環境基本計画年次報告書」として公表します。あわせて報告書に対する意見等を広く市民より募集します。

A ction (見直し)/見直し及び改善方策の検討

上記の点検・評価結果及び笠間市環境審議会や市民・事業者からいただいた意見などを踏まえ、施策の実施が滞っている場合や、施策の効果が不十分であると考えられる場合には、原因を究明して計画の推進方策や施策内容を見直し、改善方策を検討します。